第27回参議院議員通常選挙が実施されます!

投票日

令和7年7月20日(日)

投票時間

午前7時 ~ 午後8時まで

投票所

第1投票所 中央公民館具志頭分館(旧具志頭改善センター)

第2投票所 八重瀬町役場

第3投票所 白川小学校体育館

期日前投票

(投票所入場券を持参してください)

期日:令和7年7月4日(金) ~ 7月19日(土)の16日間 時間:午前8時30分 ~ 午後8時まで 場所:八重瀬町役場1階ロビー



不在者投票

次の場合は不在者投票ができます。お早めに八重瀬町選挙管理委員会事務局に投票用紙を請求してください。

- ・ 投票日当日までに満18歳を迎えるが、期日前投票をする時点で満18歳に満たない方。
- 県選管が指定する病院・老人ホームなどに入院・入所中で、その施設で投票する方。
- ・ 八重瀬町外の滞在先の市町村で投票する方。

期日:令和7年7月4日(金) ~ 7月19日(土)の16日間

《 お問い合わせ | 八重瀬町選挙管理委員会 | TEL:098-998-2200 FAX:098-998-4745 》

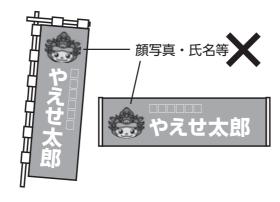
選挙のために掲示できる文書図画(のぼり旗・横断幕等)は限られています!!

八重瀬町選挙管理委員会では、クリーンな選挙の実施を目指しております。みなさまのご協力をよろしくお願いします。

- ○選挙運動用ポスターは、町が設置した公営掲示場(28箇所設置予定)のみしか掲示できません!!
- ○のぼり旗・横断幕に公職の候補者などの氏名や氏名が類推できる事項(顔写真等)を表示したものを公道、私有地に掲示することは一切できません(個人演説会の会場で演説会開催中に使用するもの・選挙事務所等(設置数に限り有り)を除く)!!
- ※違反のぼり等と思われる掲示物を見かけましたら、八重瀬 町選挙管理委員会または糸満警察署までご一報ください。
- ※選挙は事前運動の禁止などさまざまな禁止事項があります。これは候補者がお金に左右されない公平公正な選挙運動を行うために重要な事項となりますので、立候補予定者のみなさまはもちろんのこと、関係する後援者のみなさまも対象となりますのでご注意ください。

《 お問い合わせ 》

八重瀬町選挙管理委員会 ☎098-998-2200 糸 満 警 察 署 刑 事 課 ☎098-995-0110



まもなく申請期限を迎えます!!

★申請期限(給付金・こども加算) 令和7年7月31日(木)まで(郵送当日消印有効)

令和6年度八重瀬町物価高騰対策支援給付金 (1世帯3万円) およびこども加算 (1児童2万円) を支給しています。

令和6年度住民税非課税世帯が対象となり、原則、申請不要ですが、一部申請 が必要な場合があります。

詳しい内容は 八重瀬町ホームページ をご確認ください。▼

申請がお済みでない方は早めのお手続きをお願いします。

※通知が届いても審査の結果、対象外となる場合があります。

なお、対象世帯以外で、<u>予期せず家計が急変し</u>、「世帯全員が住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯」の皆様につきましても、家計急変世帯として支給を行っております。必要書類をご準備の上、窓口へお越しください。 詳しくは八重瀬町ホームページをご確認ください。



●家計急変世帯該当基準

次の①から③すべてに該当する世帯が対象となります。(一部対象とならない場合があります。)

- ①非課税世帯として本給付金(3万円)の受給対象世帯ではないこと。(世帯が別でも同住所で受給している世帯がある場合は対象外です。)
- ②令和6年度の住民税は課されているが令和6年1月から12月の間に予期せず家計が急変し、世帯 全員がそれぞれ住民税非課税水準相当額以下となる世帯。(例:解雇などによる収入の減少、子の 誕生やその他扶養親族の増加など)
- ③令和6年度住民税が課税されている者から扶養を受けている者のみで構成されている世帯ではないこと。
- ②ただし、定年退職による収入減少や年金が支給されない月、事業活動に季節性がある等の理由であらかじめ 収入がないとわかっている月は対象となりません。
- ②本給付金は法令により非課税および差押禁止の取り扱いとなります。

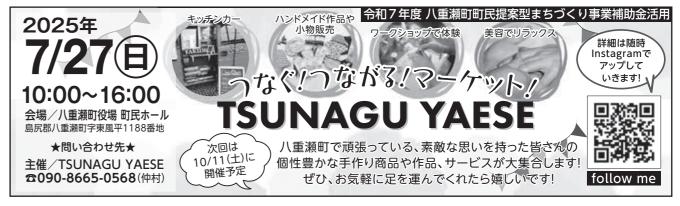
[振り込め詐欺]や「個人情報の搾取」にご注意ください!! 白字や職場などに八重瀬町や国の職員をかたる不塞な

自宅や職場などに八重瀬町や国の職員をかたる不審な電話や郵便またはメールがあった場合はお住いの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専門電話(#9110)にご連絡ください。

《 お問い合わせ 》 八重瀬町給付金コールセンター ☎050-3529-1262 受付時間:9時~12時、13時~17時(土日祝日除く)

(到支給対象なのかについては、個人情報保護の観点からお電話ではお答えできません。

広告欄



7 2025.7 広報 やえせ